別表第三中第六十三号を第六十四号とし、第四十四号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四　令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、緑色、灰色、黒色、青色、赤色、オレンジ色、黄色及び
五万枚	
三万千六百三十七円	

別表第四第四十三号イ中「別表第一第六十二号」を「別表第一第六十三号」に改め、同表に次のように加える。

五十九　令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十三号」を「第五十四号」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

内閣官房令

○内閣官房令第三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］